平成３０年（フ）第４９号
釧路市南大通５丁目１番1097号　シーサイドハイツ907号
債務者　小松　一雄
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第５０号
釧路市南大通５丁目１番1097号　シーサイドハイツ907号
債務者　小松　栄子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第３９号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第14地割45番地１　フローラルハウスＢ201号
債務者　似内　泰子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第６３号
群馬県高崎市常盤町117番地　泉ホール２Ｆ
債務者　上原　貴史（旧姓峰井）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第６８号
群馬県高崎市問屋町１丁目７番地３　マンション最美時、前住所群馬県高崎市下小塙町1454番地
債務者　今井　節子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１１６８号
大阪府河内長野市汐の宮町３番５号　ケアホームシオンの家303号、前住所大阪府藤井寺市惣社２丁目５番３号
債務者　岩橋　貞夫
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
堺市中区深井清水町1804番地52
債務者　宮野　真一
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番２―808号
債務者　藤山　賢義
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第８２号
大阪府羽曳野市野々上５丁目12番２―808号
債務者　藤山　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１４１号
大阪府大阪狭山市半田５丁目182番地
債務者　司城　貴志
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１６３号
大阪府高石市千代田２丁目４番22号
債務者　堀江るり子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１７６号
大阪府柏原市法善寺４丁目415番地の１　フェアモント103号
債務者　小林香緒里（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１８７号
大阪府河内長野市清見台２丁目５番16号
債務者　一色由紀江
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９０号
大阪府富田林市藤沢台５丁目４番11号（201）
債務者　森　　正美
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９１号
大阪府富田林市藤沢台５丁目４番11号（201）
債務者　森　みち子
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９９号
堺市中区八田南之町162番地３
債務者　吉岡　法代
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０５号
堺市南区原山台５丁１番21―108号
債務者　森本　俊作
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係